

令和3年度第1回帯広市学校給食センター運営委員会（書面開催） 説 明 資 料

1 報告

（1）報告第1号 運営委員会委員の任命について

帯広市学校給食センター条例（以下、「条例」）第6条に、帯広市学校給食センター運営委員会（以下、「委員会」）は委員20人以下をもって組織すると定められており、現在、学校関係者や学識経験者など14人の委員で委員会は構成されています。

本年5月末の任期満了に伴い、各団体より推薦いただいた14名が6月1日付けで任命されており、6名の委員が新任、8名の委員が再任となっています。

なお、委員の任期は2年となります。

2 議案

（1）議案第1号 運営委員会役員を選任について

条例により本委員会の会長及び副会長は互選により決定されることとなりますが、慣例により会長は校長会の推薦委員を、副会長は教頭会の推薦委員をもってあてておいています。

よって、運営委員会の会長に小澤委員を、副会長に堀口委員を選任することを事務局案として提案します。

（2）議案第2号 小委員会委員を選任について

帯広市学校給食センター条例施行規則（以下、「規則」）第3条に、本委員会に専門的事項を調査審議するために、給食物資小委員会と給食献立小委員会を設置すると規定されています。

なお、給食物資小委員会は納入業者の営業状態、実績及び製造能力のほか、物資の市況や使用物資等に関する調査を担っており、給食献立小委員会は実施献立、調理方法等に関する調査を担っています。

小委員会への所属は本来互選により決定されますが、慣例により、給食物資小委員会の委員に校長会、十勝教育局、帯広保健所、農業施策推進委員会、帯広信用金庫、帯広畜産大学からの推薦委員を、給食献立小委員会の委員に教頭会、養護教員会、PTA連合会、北海道全調理師会、北海道栄養士会からの推薦委員をもってあてておいて、事務局案として提案します。

（3）議案第3号 小委員会役員を選任について

規則により、各小委員会の委員長及び副委員長は互選により決定されますが、慣例により、給食物資小委員会委員の委員長は校長会からの推薦委員を、給食献立小委員会の委員長は教頭会からの推薦委員をもってあてておいて事務局案として提案します。

なお、副委員長は、各小委員会において委員長を除き、在任期数（同じ場合は在任年数）が最も長い委員をもってあてておいて事務局案として提案します。

よって、給食物資小委員会の委員長として小澤委員を、副委員長として耕野委員を、給食献立小委員会の委員長として堀口委員を、副委員長として谷保委員を選任することを提案します。

3 説明事項

（1）運営委員会の役割等について（資料1）

詳細は資料1をご覧ください。

(2) おびひろ市の学校給食について (資料2)

詳細は資料2をご覧ください。

(3) 令和3年度帯広市学校給食運営計画について (資料3)

詳細は資料3をご覧ください。

(4) 令和3年度予算の概要について (資料4)

学校給食センターでは、給食センターを管理・運営するための「学校給食センター管理費」、安全・安心な学校給食を提供するための「学校給食業務費」、食に関する正しい理解を促進するための「食育推進事業費」の3つの事業とこれに係る予算を計上しています。

① 学校給食センター管理費

歳入は741万8千円であり、前年度比で167万5千円の減額となっており、主な要因は過年度分の給食費収入の減少によるものです。なお、歳出は3億1,551万8千円であり、前年比で93万7千円の増額となっており、経年劣化等による施設の管理経費の増加が主な要因となっています。

② 学校給食業務費

保護者からお支払いいただく現年度分の給食費収入を財源として、学校給食に使用する^{まかない}材料の購入費用に充てているため、歳入と歳出は同額の6億5,755万6千円となります。なお、歳入、歳出ともに前年度比で149万1千円の減額となっており、児童生徒数の減少が主な要因となっています。

③ 食育推進事業費

歳入として、年3回実施を予定している親子料理教室の参加費2万1千円を計上しています。

また、歳出については、学校を通じて、各家庭に配付している「給食だより」と「食育通信」の発行に要する経費となっています。歳出の合計は213万6千円で、前年度と同額となっています。

3つの事業の歳入予算の総額は、6億6,499万5千円で、前年度比316万6千円の減額となっており、主な内訳は、学校給食費収入となっています。また、歳出予算の総額は、9億7,521万円で、前年度比55万4千円の減額となっています。なお、予算の内訳としては、「学校給食業務費」が約67%を、「学校給食センター管理運営業務費」が約32%を占めています。歳出から歳入を差し引いた市の負担となる一般財源は3億1,021万5千円で、前年度比261万2千円の増額となっています。詳細は資料4をご覧ください。

(5) 給食費改定の検討に着手する際の判断基準について (資料5)

①これまでの給食費の改定状況 (資料5-1)

詳細は資料5-1をご覧ください。

②給食費改定の検討に着手する際の判断基準について (資料5-2、資料5-3)

令和元(平成31)年度に食材価格の高騰などに伴う給食費の改定を行うとともに、今後の改定に向けた検討を行う際の判断基準を予め整理することで、食材の価格変動に対する速やかな対応を図るため、令和元(平成31)年の6月と11月に本委員会における検討を行い判断基準の策定を行いました。

なお、判断基準として使用する指標は、北海道地方の食料に関する消費者物価指数としており、その理由として、道内の食料全般の物価変動に係る客観的な指標であることや、定期的、継続的に把握が可能であること、米や小麦などの主食材は、北海道学校給食会が調達しており、道内一円の価格が影響を与えていることです。

改定を行った令和元年度を基準年度として、基準年度の前年度1年間の平均物価指数である期首消費者物価指数と比較して、当該年度の期首消費者物価指数が5%以上上昇または下降したときに給食費改定の必要性について検討に着手することとしました。過去の改定時においても、概ね5%以上上昇しており、食材調達に与える影響が大きいため、5%という数値を設定していません。詳細は資料5-2をご覧ください。

なお、令和元年度の基準年度における期首消費者物価指数を100とした場合の、令和3年度の期首消費者物価指数は102.9であり、上率昇は2.9%となるため、本年度における給食費の改定の検討は行わないこととなります。詳細は資料5-3をご覧ください。

(6) 学校給食センターにおける業務継続の考え (資料6)

新型コロナウイルス感染症の蔓延拡大に伴い、学校給食センターにおいても令和2年12月に調理員1名の感染が確認されましたが、学校給食の停止など重大な事態には至りませんでした。

一方で、今後本センターにおける感染拡大等による学校給食の停止に伴い、児童、生徒の健康維持のほか、保護者負担の増加など様々な影響を与えかねないことから、本センターにおける基本的な感染対策のほか、感染者が確認された場合における給食の継続に向けた基準等を定めました。詳細は資料6をご覧ください。

(7) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に伴う給食費の減額基準 (資料7)

新型コロナウイルス感染症の蔓延拡大に伴い、昨年6月以降に市内小中学校における臨時休業のほか、感染や検査等に伴う児童等の出席停止が相次いだことから、新型コロナウイルスを起因とした臨時休業や出席停止の場合は、従来は5日間以上連続して給食を食べない場合に限って

た給食費の減額について、1日の休校でも減額が可能となるように帯広市学校給食センター条例施行規則を改正するとともに、減額となる際の基準を定めました。詳細は資料7をご覧ください。

(8) 令和3年度運営委員会委員名簿 (資料8)

詳細は資料8をご覧ください。

(9) 帯広市学校給食センター条例 (資料9)

詳細は資料9をご覧ください。

(10) 帯広市学校給食センター条例施行規則 (資料10)

詳細は資料10をご覧ください。

(11) 給食だより・食育通信 (令和3年4月～6月)

詳細は給食だより・食育通信をご覧ください。

4 その他

(1) 今後のスケジュールについて

今後の運営委員会のスケジュールは、下記のとおり予定しています。なお、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況等により、予定が変更となる場合がありますので、ご承知おきください。

10月

臨時の委員会を開催予定です。道内の大規模共同調理場における調理業務の民間委託の比率の高まりや、本センターにおける調理技術を有する正職員の確保に課題が生じていることをふまえて、直営で実施している現在の調理業務について、運営状況や運営環境の変化などを精査するとともに、調理業務における安定的かつ効率的な運営手法にかかる調査・研究を通じて、本市における持続可能な学校給食の運営に向けた検討を行います。

11月

運営手法の検討をふまえて、調理業務を民間へ委託している大規模共同調理場の視察を予定しています。(道内、日帰り)

12月

定例の委員会を開催予定です。なお、議題は、学校給食にかかる決算、衛生管理等にかかる定期検査、学校給食にかかる嗜好調査、地産地消の取組等を予定しています。

2月

定例の委員会を開催予定です。なお、議題は、新年度予算の概要、学校給食週間の取り組み等を予定しています。

令和3年度 第1回 帯広市学校給食センター運営委員会

書 面 決 議 結 果

議案第1号 運営委員会役員の選任について

議案のとおり決定

(同意する 14件 ・ 同意しない 0件)

議案第2号 小委員会委員の選任について

議案のとおり決定

(同意する 14件 ・ 同意しない 0件)

議案第3号 小委員会役員の選任について

議案のとおり決定

(同意する 14件 ・ 同意しない 0件)

その他

質疑・意見等

- ・ 献立表には特定原材料7品目の表示があるが、それ以外の食物アレルギーがある児童等に関するの情報提供はどのように行っているのか。

⇒アレルギー対応の開始にあたり、アレルギー対応を希望する保護者、学校、センターが面談を行っています。なお、詳細なアレルギー情報提供の申し出があった場合は、アレルギー毎に献立表の提供を行っています。

- ・ 献立変更等により、調理員用の献立内訳表（レシピ）を変更する場合は、どの時点でアレルギー情報との確認を行うのか。

⇒各月の献立は前月中旬を目途に決定し、献立内訳表を作成します。なお、この時点でアレルギー情報の詳細な献立表との確認を行い、原則としてそれ以降献立の変更は行いません。